

大分県最低賃金 **822 円**
 3月有効求人倍率 **1.29 倍**
 相談専用ダイヤル **0120-601-540**
 携帯・スマホから **097-532-3040**



第93回メーデー オンライン開催

連合大分「第93回メーデー大分県中央大会」

5月1日のメーデーを前に、連合大分（日本労働組合総連合会大分県連合会 佐藤寛人会長）は4月29日（金・祝）に第93回メーデー大分県中央大会を開催しました。新型コロナウイルス感染症感染拡大の状況を受けて、今年もオンライン上での開催となりました。

連合大分では、大分市内や各地区で予定されていた集会を中止し、大分市で開催した県中央大会の様子をライブ配信しました。

大会には、佐藤寛人会長はじめ連合大分役員のほか来賓ら約20名が出席しました。大会実行委員長の佐藤寛人会長のあいさつの後、来賓の広瀬勝貞大分県知事や佐藤樹一郎大分市長などが祝辞を述べました。その後、メーデー宣言を採択し、会場全員のガンパロー三唱で大会を締めくくりました。



【佐藤寛人会長あいさつ（要旨）】

- ・新型コロナウイルスに対して、県民の皆さんは見えない感染リスクに日々気を配りながら、社会機能を維持し命と暮らしを守るために、それぞれの持ち場、立場で仕事に向き合っている。

- ・私たちは今、最近の国際情勢から見えるように、人間同士の絆や信頼が分断され、自分さえ、自分たちさえ良ければという欲望から対立が起こり、ひいては奪い合いに進むことを目の当たりにしている。人間の幸福は奪い合うことではなく分かち合うものだろう。それは私たち労働組合がこれまで進めてきた助け合い、支え合い、お互い様という目には見えない価値観の下で見出されてきたことである。
- ・大分県の働き方改革共同宣言が採択されてから5年目を迎え、県内企業・事業所でそれぞれの職場の特性を活かしながら、働くモチベーションを高める働き方改革の推進が行われている。私たちが目指す、働くことを軸とする安心社会に向けて、一步一步前進しているものと捉えている。
- ・これからも年齢や性別、障がいの有無、国籍などに関わらず、多様性を受け入れ、お互いに認め、誰一人取り残されない社会の実現に向けて力強く発信していきたい。
- ・私たちを取り巻く情勢は不透明感が漂い、見通しが立てにくい状況が続くことが想定されるが、そんな時代に生きているからこそ、すべての働く人たちの幸せのために、団結と連帯という羅針盤をもってその先頭を歩く所存である。そして、すべての働く仲間が心をついに、私たちの力で未来を変えるために、コロナ禍の難局にある今こそ働く仲間に寄り添い、必ずそばにいる存在として、すべての労働組合の役割を発揮していこう。



目次



- P1 第93回メーデー オンライン開催
- P2 令和4年度「全国安全週間」
令和4年度 労働保険の年度更新期間
- P3 「アルバイトの労働時間を確かめよう！」
キャンペーン実施中
- P4 令和3年度労働福祉等実態調査結果

- P5 県立工科短期大学校入学式
おおいた子育て応援団「しごと子育てサポート企業」募集中
- P6 令和3年度大分県労政・相談情報センターの相談状況
- P7 主要労働経済指標
- P8 大分県労政・相談情報センターからのお知らせ
労委だより 大分県人権啓発イメージキャラクター こころちゃん



大分県労連「第93回たたかうメーデー大分県中央集会」

5月1日(日)、大分県労連(大分県労働組合総連合 安藤嘉洋議長)は、JR大分駅北口広場(大分市)で予定されていた参集による集会を中止し、オンラインのウェブ会議システム「Zoom」を使って集会を開催しました。集会では実行委員長の安藤嘉洋議長のあいさつ、組合員代表による労働現場の実態報告と政策に対する訴え、スローガン、メーデー宣言採択の後、ガンバロー三唱で集会を締めくくりました。

【安藤嘉洋議長あいさつ(要旨)】

- ・対面によるリアル開催を目指し準備を進めてきたが、コロナ禍において今回も「Zoom」による集会となった。しかしながら、これまで遠方で集会に参加できなかった組合員からは、オンラインにより参加しやすくなった、との声もあった。
- ・今回のメーデーでは3つのたたかいを掲げ、みなさんと確認したい。
1 「暮らしを守るための賃上げに取り組むたたかい」

2 「新型コロナや自然災害などに対して万全の対策をもってすすめるたたかい」

3 「平和を守るたたかい」

特にロシアによるウクライナ侵攻に対して武力によらない解決で平和を保つことが重要であり、国内においては、平和憲法を改正して戦争ができる国にしようとする勢力が強まっていることに対するたたかいは大きなものとする。

- ・今年の3月に「大分地区労連」を発足させた。大分市や由布市に勤務する労働者が協力してその地域に住む市民とともに、労働者や住民の問題を一緒に解決するための組織として取組を实らせていきたい。
- ・働くものの団結、メーデーのこの日に皆さんとともに過ごしていきたい。



令和4年度「全国安全週間」 ～安全は 焦らず急がず怠らず～

「全国安全週間」7月1日(金)から7日(木)まで 「準備期間」6月1日(水)から30日(木)まで

今年で95回目となる全国安全週間は、労働災害を防止するために、産業界での自主的な活動の推進と、職場での安全に対する意識を高め、安全を維持する活動の定着を目的としています。

事業場では、労使が協調して労働災害防止対策を展開し、労働災害は長期的に減少してきました。しかし、近年は、就業人口が高齢化し、高齢労働者の労働災害や、転倒や腰痛などの労働者の作業行為に起因する労働災害が顕著に増加しています。これらの災害は、事業者が行う対策だけで防ぐことが困難な場合もあるため、災害防

止に向け労使一丸となった取組が求められています。

このような状況下で労働災害を減少させるには、事業主・労働者双方が労働災害防止のための基本ルールを徹底し、それらを遵守・実行するための時間的・人力的余裕のある業務体制を構築することが重要です。そのため、今年度は、「安全は 急がず焦らず怠らず」のスローガンの下、全国安全週間を実施します。

厚生労働省では、安全広報資料等の作成・配布、安全パトロールの実施、労働安全に関する講習会の開催など、さまざまな取組を実施します。

労働保険のお知らせ

令和4年度 労働保険(労災保険・雇用保険)の年度更新期間は、
6月1日(水)～7月11日(月)です。

最寄りの労働局・労働基準監督署・金融機関で申告・納付をお願いします。

年度更新申告書の書き方及び申告・納付方法等の詳細につきましては、年度更新申告書に同封しているパンフレット等をご参照ください。厚生労働省ホームページでもご覧いただけます。

《年度更新申告書は、5月末頃に発送予定です。》

電子申請もご利用いただけます。

労働保険のお手続きは「電子申請」をぜひご活用ください！
自宅やオフィスから24時間いつでも申請や届出が可能です。
また、労働保険料の納付は口座振替や電子納付が便利です。



- 労働保険の電子申請手続きは「e-Gov」(<https://shinsei.e-gov.go.jp/>)から行うことができます。
- 労働保険関係手続(一部手続を除く)は、GビズIDを利用して手続きすることができます。
- 労働保険料の納付は、金融機関の窓口に行かなくても口座振替や電子納付が可能です。

厚生労働省・大分労働局・労働基準監督署

「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーン実施中 令和4年4月1日から7月31日まで

事業主の皆さんへ 重点事項

1. アルバイトを雇うとき、書面による**労働条件の明示**が必要です！
2. **勤務シフトの設定**を適切にしましょう！
3. アルバイトも**労働時間を適正に把握**する必要があります！
4. アルバイトに、**商品を強制的に購入させることはできません。**
また、**一方的にその代金を賃金から控除することもできません。**
5. アルバイトの遅刻や欠勤等に対して、**あらかじめ損害賠償額等を定めることや労働基準法に違反する減給制裁はできません。**

アルバイトを雇うとき、書面による労働条件の明示が必要です！

雇い始めてから、「最初の話と違う」といったトラブルが起こらないように、会社から**労働条件通知書**などの書面を交付し、労働条件をしっかり明示する必要があります。特に次の6項目については必ず書面で明示しなければなりません。なお、労働者が希望した場合には、メール、FAX等（印刷できるもの）による明示も可能です。

- ① 契約はいつまでか（**労働契約の期間**に関すること）
- ② 契約期間の定めがある契約を**更新するときのきまり**（更新があるか、更新する場合の判断のしかたなど）
- ③ どこでどんな仕事をするのか（**仕事をする場所、仕事の内容**）
- ④ **勤務時間や休み**はどうなっているのか（仕事の始めと終わりの時刻、残業の有無、休憩時間、休日・休暇、交替制勤務のローテーションなど）
- ⑤ バイト代（賃金）はどのように支払われるのか（**バイト代の決め方、計算と支払いの方法、支払日**）
※バイト代などの賃金は都道府県ごとに「**最低賃金**」が定められており、これを下回することはできません。
また、高校生アルバイトや雇入れ後の研修期間中も、最低賃金額以上の賃金を支払う必要があります。
- ⑥ 辞めるときのきまり（**退職・解雇に関すること**）

勤務シフトの設定を適切に設定しましょう！

本来、学生は学業が本分であり、学業とアルバイトが適切な形で両立できる環境を整えるよう配慮する必要があります。

採用時に合意したシフトの変更などの労働契約の内容の変更については、労働契約法第8条により、原則として労働者と使用者の合意が必要であり、使用者が一方的にシフト変更を命じることはできません。

学生アルバイトの労働時間を適切に把握する必要があります！

アルバイトについて、労働日ごとの始業・終業時刻を確認し、適正に記録する必要があります。
就業を命じられた業務に必要な準備や片付けの時間、参加することが業務上義務づけられている研修・教育訓練を受講していた時間も労働時間となります。

また、原則として労働時間の端数は1分でも切り捨てることはできません。

さらに、アルバイトにも残業手当の支払は必要です。

労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドラインについては厚生労働省ホームページをご確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/roudouzikon/070614-2.html

商品を強制的に購入させることはできません。また、一方的にその代金を賃金から控除することもできません。

アルバイトが希望していないのに、商品を強制的に購入させることはできません。また、アルバイト本人が希望して商品を購入した場合でも、賃金から、労使協定なしに一方的に商品代金を差し引くことは、労働基準法に抵触します。

アルバイトの遅刻や欠勤等に対して、あらかじめ損害賠償額等を定めることや労働基準法に違反する減給制裁はできません。

アルバイトの遅刻や欠勤などによる労働契約の不履行や不法行為に対して、あらかじめ損害賠償額等を定めることはできません。

遅刻を繰り返すなどにより職場の秩序を乱すなどの規律違反をしたことへの制裁として、就業規則に基づいて、本来受けるべき賃金の一部を減額する場合であっても無制限に減給することはできません。1回の減給金額は平均賃金の1日分の半額を超えてはなりません。また、複数にわたって規律違反をしたとしても、減給の総額が一賃金支払期における金額(月給制なら月給の金額)の10分の1以下でなくてはなりません。

平日夜間・土日の相談は
労働条件相談ほっとラインへ
はい！ ちゅうどろ 月～金：午後5時～午後10時
0120-811-610 土・日・祝日：午前9時～午後9時
※事業主の方からの相談も受け付けております

確かめよう！
労働条件。



「アルバイトの労働条件を確かめよう！」
キャラクター「たしかめたん」



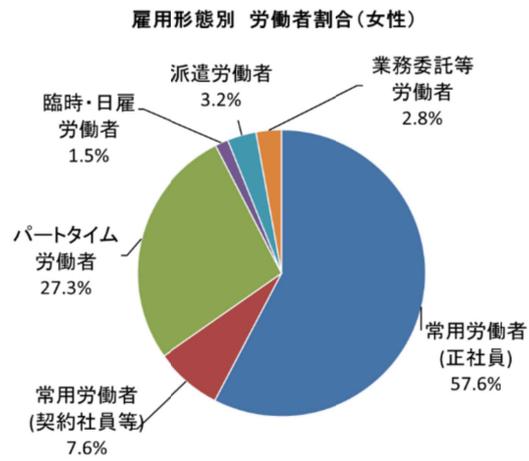
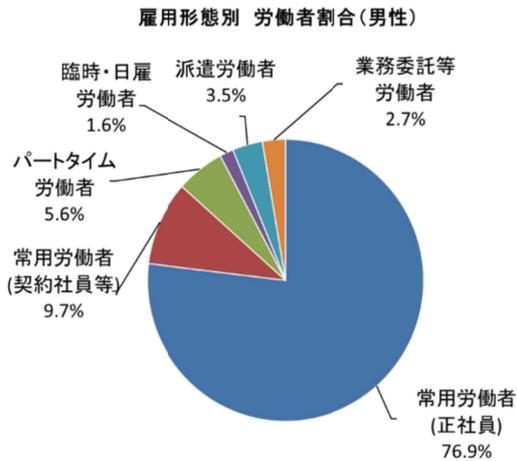
令和3年度労働福祉等実態調査結果

大分県では、労働条件等に関する「労働福祉等実態調査」を毎年実施しています。

令和3年度調査結果概要のうち、一部を抜粋してご紹介します。

※(カッコ)内は2年度数値

調査基準日	令和3年6月30日
調査対象	1,000事業所
有効回答	728事業所



1. 雇用状況

「常用労働者」の割合は、前年度と比較すると男性は横ばい、女性はやや増加した。

- ①労働者の男女別割合は、男性が60.9% (前年度58.7%)、女性が39.1% (同41.3%)となっている。
- ②雇用形態別労働者数の割合は、「常用労働者」が78.2% (76.4%)で、1.8ポイント増加した。
- ③「期間を定めずに雇われている常用労働者(正社員)」の割合は69.4% (67.6%)で、1.8ポイント増加した。
- ④男女別にみると「常用労働者」は男性86.6% (86.4%)、女性65.2% (62.2%)となっている。また、「期間を定めずに雇われている常用労働者(正社員)」については、男性が76.9% (77.1%)、女性は57.6% (54.1%)となっている。

2. 労働時間

所定内実労働時間はやや増加したのに対して、所定外実労働時間はやや減少となった。なお、総実労働時間は僅かに増加した。

- ①1週間の所定労働時間の平均は39時間34分 (39時間41分)となっている。
- ②1年間の総実労働時間の平均は2,076時間 (2,069時間)となっている。そのうち、1年間の所定内実労働時間は1,949時間 (1,936時間)で、1年間の所定外実労働時間は126時間 (133時間)となっている。

3. 休日休暇制度

年次有給休暇の「平均新規付与日数」は、17.7日 (17.8日)、「平均取得日数」は10.5日 (10.5

日)と、ともに前年度とほぼ変わらず、「平均取得率」も59.3% (59.0%)と前年度並みとなった。

大分県の目標(2025年) 年次有給休暇取得率 70%以上

4. 育児・介護休業等制度

育児休業対象者の育児休業取得割合は、前年度と比較して男女ともに大きな変動はなかった。また、育児短時間勤務対象者が育児短時間勤務を取得した割合は、女性は5割を超えているが、男性は僅かであった。

- ①育児休業制度の規定を設けている事業所は、全体の85.3% (82.7%)と増加し、介護休業制度を規定している事業所は全体の77.7% (同77.4%)とやや増加した。
- ②育児休業対象者が育児休業を取得した割合は、女性は95.9% (98.0%)で2.1ポイント減少、男性は9.6% (9.9%)で0.3ポイント減少した。
- ③女性の育児休業制度の利用期間は、「6か月以上1年未満」が全体の61.6% (55.2%)で、次いで「1年以上」が36.1% (42.3%)となっており、男性の利用期間は1か月以上取得の割合が19.8% (9.2%)と増加した。

大分県の目標(2025年) 男性の育児休業取得率 30%以上

※調査の詳細は、大分県HPでご覧になれます。

大分県労働福祉等実態調査



お問合せ

大分県商工観光労働部 雇用労働政策課 労働相談・啓発班 TEL097-506-3351 FAX097-506-1756

県立工科短期大学の入学式が行われました

4月8日(金)、中津市の県立工科短期大学校で入学式が行われ、65名が入学しました。

入学式では、臺校長が、「本校が目指す実践技術者とは、職務を遂行する上で必要となる専門知識や技術、技能を指すテクニカルスキルと、コミュニケーション能力やチームワーク、問題解決力といった人間力を指すヒューマンスキルの両方を併せ持った現場対応力を有する技術者。地域貢献も含めて、目標を持ち、失敗を恐れずいろいろなことに積極的にチャレンジして欲しい。」と式辞を述べた後、入学生を代表して、機械システム系の東さんが、「社会に役立つ感性豊かな技術者となることを目指し、学生の本分を尽くすことを誓います。」と宣言しました。

また、県商工観光労働部渡辺理事が「希望に満ちあふれた今日の気持ちを忘れることなく、高度化、グローバル化する社会に対応できる人材として自己研鑽に励んでいただき、本県のものづくり産業を担う人材として活躍されることを期待しています。」と入学生を激励しました。

県立工科短期大学校は、実践的な即戦力となる技術者を養成するため、平成10年に開校しました。今年の入学生は25期生となります。

オープンキャンパスのご案内

県の公共職業能力開発施設では、年間スケジュールや講義内容を知っていただき、実際の訓練の見学や体験をとおして、職業についての理解を深め、進路決定の参考にさせていただくために「オープンキャンパス」を開催しています。

中学、高校、大学等を来春卒業予定の方やその保護者、離転職者、一般求職者（教育機関在学中の方も含む）の方々が対象です。

詳しい日時・内容等については、各公共職業能力開発施設にお問い合わせください。

在職者セミナーのご案内

県の公共職業能力開発施設では、企業に在職する技術者の技術力アップ・能力開発に貢献するため、各種のものづくり系の在職者セミナーを開講しています。

地域企業に開かれた施設として、皆様のご利用をお待ちしております。

詳細については、各公共職業能力開発施設に直接、お問い合わせ・お申し込み下さい。



工科短期大学校	☎0979-23-5500	fax0979-23-7001
大分高等技術専門学校	☎097-542-3411	fax097-586-1121
佐伯高等技術専門学校	☎0972-22-0767	fax0972-22-0773
日田高等技術専門学校	☎0973-22-0789	fax0973-22-6405
竹工芸訓練センター	☎0977-23-3609	fax0977-26-5969

お問合せ

大分県商工観光労働部 雇用労働政策課 職業能力開発班 TEL097-506-3330 FAX097-506-1756

おおいた子育て応援団「しごと子育てサポート企業」募集中

県では、仕事と育児が両立できる職場環境づくりや、男女が共に働きやすい職場環境整備に取り組む企業を、おおいた子育て応援団「しごと子育てサポート企業」として認証しています。

年間を通じて募集を行っています。

※詳細は、大分県HPでご覧になれます。

おおいた子育て応援団

検索



募集

おおいた子育て応援団
「しごと子育てサポート企業」

～大分県は、社員の出産や子育てを支える企業を募集・認証しています～

おおいた子育て応援団
認証企業マーク

対象 県内に本社または事業所があり、一般事業主行動計画を策定し、労働局に届け出ている企業

応募方法 下記書類を大分県雇用労働政策課に郵送
①認証申請書 ②一般事業主行動計画策定届の写し

◆◆ 詳しくは「おおいた しごと子育てサポート企業」で検索 ◆◆
(申請書がダウンロードできます)

お問合せ

大分県商工観光労働部 雇用労働政策課 労政福祉班 TEL097-506-3327 FAX097-506-1756

令和3年度大分県労政・相談情報センターの相談状況

大分県労政・相談情報センターでは、労働に関する様々なお悩みや疑問について、相談を受け付けています。相談は、来所、電話により受け付けており、必要に応じて適切な関係機関をご案内することがあります。また、職員が相談を受ける「労働なんでも相談」や弁護士、労働基準監督官なども相談対応する「出張労働相談」を県内各地で開催しています。

1. 労働相談の件数は1,753件

前年度に比べ、237件増加（対前年度比15.6%増）しました。

2. 労働者からの相談が91.4%

労使別相談件数は、労働者1,602件（正社員976件、非正規626件）、使用者151件となっています。

労使別の割合は、労働者からの相談が全体の91.4%を占めています。また、労働者のうち、正社員が60.9%、非正規が39.1%となっています。

年度	合計	対前年度比	労働者		使用者	
			正社員	非正規		
平成29年度	1,636	112.2%	1,542	889	653	94
30年度	1,714	104.8%	1,617	976	641	97
令和元年度	1,668	97.3%	1,594	910	684	74
2年度	1,516	90.9%	1,408	801	607	108
3年度	1,753	115.6%	1,602	976	626	151

3. 労働時間、賃金、退職の相談が上位

相談件数を内容別にみると、労働時間・休日・休暇、賃金、退職・退職金の順に相談件数が多くなっています。過去5年、上位3項目には変動がありません。ハラスメント関係（パワハラ、嫌がらせ、セクハラ）の相談件数が177件（前年度182件）で2.7ポイント減少しています。

【相談内容別上位】

順位	令和元年度 1,668 件			令和2年度 1,516 件			令和3年度 1,753 件		
	内容	件数	割合	内容	件数	割合	内容	件数	割合
1	労働時間、休日・休暇	266	15.9%	労働時間、休日・休暇	231	15.2%	労働時間、休日・休暇	267	15.2%
2	賃金	258	15.5%	賃金	229	15.1%	賃金	259	14.8%
3	退職、退職金	198	11.9%	退職、退職金	150	9.9%	退職、退職金	187	10.7%
4	解雇、退職勧奨	114	6.8%	解雇、退職勧奨	125	8.2%	雇用その他	109	6.2%
5	労働保険	90	5.4%	雇用その他	103	6.8%	就業規則(労働契約)	97	5.5%
6	職場の人間関係	84	5.0%	労働保険	76	5.0%	解雇、退職勧奨	94	5.4%
7	就業規則(労働契約)	71	4.3%	安全衛生	62	4.1%	労働保険	89	5.1%
8	労働条件その他	65	3.9%	就業規則(労働契約)	58	3.8%	安全衛生	80	4.6%
9	雇用その他	58	3.5%	職場の人間関係	55	3.6%	職場の人間関係	76	4.3%
参考	その他(パワハラ、損害賠償等)	318	19.1%	その他(パワハラ、損害賠償等)	264	17.4%	その他(パワハラ、損害賠償等)	298	17.0%

【ハラスメント関係相談件数の推移】

年度	合計	ハラスメント 関係対前年度比	全体件数に 占める割合	パワハラ	嫌がらせ	セクハラ
平成29年度	197	120.1%	12.0%	128	57	12
30年度	244	123.9%	14.2%	173	49	22
令和元年度	245	100.4%	14.7%	147	84	14
2年度	182	74.3%	12.0%	131	47	4
3年度	177	97.3%	10.1%	117	53	7

4. 新型コロナウイルス感染症の影響による相談

新型コロナウイルス感染症の影響による相談が108人からありました。

相談者の内訳、相談内容は次のとおりです。

【相談者内訳】

区分	人数	割合
労働者	90	83.3%
正社員	49	45.4%
非正規	40	37.0%
個人事業主	1	0.9%
使用者	18	16.7%
合計	108	100.0%

【相談内容内訳】

※相談者1人について複数の相談内容がある場合があるので、相談者数と相談内容の件数は一致しません。

内容	件数	割合	
賃金	39	23.5%	うち休業手当 32件
労働時間、休日・休暇	19	11.4%	
解雇、退職	23	13.9%	
安全衛生	18	10.8%	うち感染症対策 17件
労働保険	21	12.7%	
雇用調整助成金	3	1.8%	
融資、助成金等	24	14.5%	休業支援金、生活福祉資金
その他	19	11.4%	パワハラ、雇用管理など
合計	166	100.0%	

5. 労働相談事例

【長時間労働】

- 従業員が何人か辞めてしまったが、人員補充がないので、休みなく働かなければならない。
- 36協定もないのに長時間の時間外労働をさせられる。

【賃金未払い】

- 業務に必要な残業や休日出勤をしていることを会社は知っているにも関わらず、残業代や休日手当の支払いがない。
- 固定残業代をもらっているが、実際に働いている時間と乖離があり、その分の残業代が出ない。

【年次有給休暇】

- 「うちには年休はない。」と言われ、年休を申請しても拒否される。
- 会社に取得させる義務が課されている年5日の年休について、取得日を会社から指定され、希望日に取得することができない。

【ハラスメント】

- 上司から強い口調で怒られたり、ファイルを投げつけられたりするが、やめてもらうにはどうすればよいか。
- 業務内容について教えてもらうために話しかけても、無視をされたり、適当な答えしか返ってこず、業務を教えてもらえない。
- 容姿について理不尽なことを言われる。

【退職・解雇】

- 退職を申し出たが、忙しい、人手が足りないなどと言われ、辞めさせてくれない。
- 退職勧奨されて、退職することにしたが、自己都合を理由とする退職届を出せと言われた。
- 退職するのであれば、研修にかかった費用を払うよう言われ、退職を認めてもらえない。

【コロナウイルス感染症関係】

- 会社が休業になり、休むよう言われたが、その間の賃金はもらえるのか。
- 社内に感染者が出た場合、どのように対応すればよいか。
- コロナウイルスによる経営不振のため、賃金を一方的にカットされた。

お問合せやご相談は、労働相談専用ダイヤルへ
 固定電話からは、フリーダイヤル0120-601-540 スマホ・携帯電話からはTEL097-532-3040
 労政・相談情報センターの労働相談については、次ページをご覧ください。

主要労働経済指標

項目 年月	賃金の動き						労働時間の動き					
	現金給与総額(円)		定期給与(円)		特別給与(円)		総実労働時間(時間)		所定内労働時間(時間)		所定外労働時間(時間)	
	全国	大分県	全国	大分県	全国	大分県	全国	大分県	全国	大分県	全国	大分県
平成30年 平均	372,162	312,645	295,944	253,861	76,218	58,784	147.4	153.5	134.9	141.0	12.5	12.5
令和元年 平均	371,408	308,245	296,064	252,019	75,344	56,226	144.4	149.0	132.0	138.0	12.4	11.0
2年 平均	365,100	313,197	293,056	258,210	72,044	54,987	140.4	146.7	129.6	136.9	10.8	9.8
令和3年 10月	305,596	258,196	298,582	256,014	7,014	2,182	144.8	151.5	133.1	140.0	11.7	11.5
11月	319,111	282,052	298,029	256,769	21,082	25,283	145.8	150.9	133.7	138.9	12.1	12.0
12月	668,518	545,556	298,585	256,986	369,933	288,570	144.5	149.5	132.2	137.5	12.3	12.0
令和4年 1月	310,087	262,241	298,869	258,452	11,218	3,789	136.9	141.4	125.1	129.7	11.8	11.7
2月	305,157	261,235	299,516	259,820	5,641	1,415	136.6	140.6	124.7	128.7	11.9	11.9
資料出所	厚生労働省「毎月勤労統計調査」(規模30人以上) (大分県) 県統計調査課「毎月勤労統計調査地方調査」(規模30人以上)											
項目 年月	一般職業紹介状況(学卒除く、パート含む)				消費者物価指数(総合R2年=100)		鉱工業生産指数(季調済)27年=100		1世帯当り(勤労者世帯) 家計消費支出(円)			
	新規求人倍率(季節調整値)		月間有効求人倍率(季節調整値)		総合		鉱工業		全国		大分市	
	全国	大分県	全国	大分県	全国	大分市	全国	大分県	全国	大分市	全国	大分市
平成30年 平均	2.42	2.16	1.62	1.56	99.5	99.3	104.2	95.4	315,314			325,288
令和元年 平均	2.35	2.06	1.55	1.49	100.0	99.7	101.1	96.1	323,853			273,544
2年 平均	1.90	1.79	1.10	1.12	100.0	100.0	90.6		305,811			293,537
令和3年 10月	2.03	1.98	1.16	1.19	99.9	99.6	91.8	91.5	312,658			278,128
11月	2.08	1.91	1.17	1.21	100.1	99.4	96.4	92.0	304,207			288,244
12月	2.19	2.12	1.17	1.22	100.1	99.4	96.6	89.7	344,135			431,316
令和4年 1月	2.16	1.96	1.20	1.29	100.3	99.8	94.3	84.1	314,358			288,935
2月	2.21	1.88	1.21	1.28	100.7	100.0	96.2	81.8	285,289			284,281
資料出所	厚生労働省 大分労働局	厚生労働省 大分労働局	総務省統計局 「消費者物価指数」	総務省統計局 「消費者物価指数」	経済産業省 県統計調査課「鉱工業生産動向」	経済産業省 県統計調査課「鉱工業生産動向」	総務省統計局 「家計調査」	総務省統計局 「家計調査」				

(注) 一般職業紹介状況の年平均は年度平均、月次は季節調整値。年度平均は原数値
 大分県鉱工業生産指数令和2年平均は未公表

大分県労政・相談情報センターからのお知らせ

大分県労政・相談情報センターの労働相談（6月～7月）

大分県労政・相談情報センターは、賃金や労働時間などの労働条件、退職や解雇など、働くこと、雇うことに関するトラブルが合理的、円満に解決されるよう、中立的な立場で問題点を整理しアドバイスします。
労働者、フリーランス、使用者の方などの相談に応じます。

一般労働相談	労働に関する労使間のトラブルや疑問などの解決に向けアドバイスします。 相談日 月～金曜日 8:30～17:15 土日祝日と12/29から1/3はお休みです。 相談は来所又は電話によります。
出張労働相談	毎月1回行う出張相談会です。弁護士にも相談できます。 6月16日(木) J:COMホルトホール大分 201会議室 (大分市) 受付13:00～16:00 7月21日(木) 中津市役所 3階 302会議室 (中津市) 受付13:30～15:30
労働なんでも相談	労政・相談情報センター職員による出張労働相談会です。 6月15日(水) 臼杵市役所 1F 103会議室 11:00～15:00 6月20日(月) 津久見市民ふれあい交流センター1F大会議室 11:00～15:00 7月 6日(水) 宇佐市役所 2F 25会議室 11:00～15:00 7月13日(水) 豊後高田市役所 本館 2F 201会議室 11:00～15:00
メール相談	来所、電話相談が困難な場合には、メール相談をお受けしています。 継続相談が必要な場合は、来所又は電話相談になります。 ご相談は、こちらから https://www.pref.oita.jp/site/oitarodo/rsodan.html

電話相談は 固定電話からはフリーダイヤル0120-601-540 スマホ・携帯電話からはTEL097-532-3040

秘密厳守・相談無料・予約不要

お問合せ 大分県労政・相談情報センター(大分県雇用労働政策課内)
TEL097-532-3040

◆◆労委だより◆◆

(令和4年3月～4月の概況)

大分県労働委員会

○ 審査事件関係

種 別	新規	2月から繰越	終 結	5月へ繰越
不当労働行為事件	0	0	0	0
労働組合資格審査	0	1	0	1
再 審 査 事 件	0	0	0	0

〈 会議の開催 〉

- 3月 8日 定例総会 (第1715回総会)
- 3月22日 定例総会 (第1716回総会)
第690回公益委員会議
- 4月12日 定例総会 (第1717回総会)
- 4月26日 定例総会 (第1718回総会)

○ 調整事件関係

種 別	新規	2月から繰越	終 結	5月へ繰越
あ っ せ ん	0	1	0	1
調 停	0	0	0	0
仲 裁	0	0	0	0

○ 個別労働関係紛争関係

種 別	新規	2月から繰越	終 結	5月へ繰越
あ っ せ ん	0	0	0	0

大分県労働委員会 労働相談ダイヤル

☎097-536-3650

※相談時間は9時から17時まで

大分県労働委員会では、無料で労働相談を実施しています。
解雇、賃金未払い、配転など労使間トラブルでお困りの方は、お気軽にご相談ください。

大分県労働委員会

〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号
(県庁舎本館3階)

下記URLにてウェブアンケートを実施しています。「労働おいた」へのご感想や、「こんな記事を書いて欲しい」「この人にインタビューして欲しい」といったご要望など、様々なご意見をお待ちしています。

〈アンケートページ〉

<https://www.egov-oita.pref.oita.jp/bNt4xzzC>

QRコード⇒



オオイト

カテテ!

大分で「活躍する企業」や「働く人」、「魅力的な大分」を発信しているサイトです!

▶▶<https://oita-katete.pref.oita.jp/>

(製作・発行)大分県商工観光労働部雇用労働政策課

〒870-8501 大分市大手町3-1-1
TEL. 097-506-3353 FAX. 097-506-1756
E-mail : a14310@pref.oita.lg.jp



Web労働おいた

<http://www.pref.oita.jp/site/oitarodo/rodoioita-000.html>

おいたの労働

<http://www.pref.oita.jp/site/oitarodo/>